1	昭和3	9年8月	12日	金曜	日	鳥	取	県	公	蓉	ţ	ĝ,	<b>第264</b>	004 場	02 -
第四号	<b>第三号</b>	<b>%第二号</b>	昭三○鳥地	書番号一	黒毛和種				◇告示					3	昭和四年四日
平八	貞正	天島	秀 利	名号——			1	土に地が	ブ 種レ 畜	目			ST.		十四月十五日 第
二, " 三	二," 三 五	三,"	五昭八九、八九、	生年月日				の公用廃止	ラ号等の変	次					第三種郵便物
岸本町 西伯郡	福市 米子市	逢 <i>"</i> 村	日吉津村島取県西伯郡	産	-			7					くなった		第三種郵便物認可
黒・二、六二八第五栄光	本黒 一、三九	黒益広 九九	黒益 大 九	<b>父血</b>				•						<b>R</b>	
八 黒 一一二、五五四 ゆきえ 2	ー 黒 ーーニ、五二五 2	黒。一〇、八二一名のさかえ。	思りん 四五、八一八 2	母統別				鳥取県知事	昭和三十年八月十二日	書を交付した。	第二百九号)第四条第一項第	次の種畜について、家畜改良	鳥取県告示第三百八十六号	告	
川 両三柳 晴二	米子市和田井田虎次郎	》 野口宗一郎	西伯郡境港町 輝栄	飼養者住所氏名				遠藤茂			二号の規定により種畜証明	良増殖法(昭和二十五年法律		示	

但

٠

昭和30年8月12日	金曜日 鳥	取 県 公	報 第26	541号 2
# 第 第 第 一 二 二 三 号 号	第 第 第 二 二	<b>*第一○号</b>	"第八号 ,第七号	<b>第</b> 第 六 <b>号</b>
大 花 森 花 関 政 栄 吉	昭 貞第 安 光二	秀 前 村 信	時第 春津二 山	逸  茂
五," 四," 五," 六," 二, 二, 二, 二, 二, 二,	=" = " " = = = = = = = = = = = = = = = =	二," 三,"	一、"一、" 四 一 五	-," -," 
上福田 倉吉市 東伯郡 東伯郡	比 村 村	河 船 " 船 啊 所 啊 不 頭 那	高 <i>"""</i> 解 村	果 <i>"</i> 大 <i>"</i> 村 高 村
黒木 黒花 黒 黒	: 一、○六五 下部 <b>寿竜</b> 八五 元五.	黒 西 秀 二、 一、 〇 六五	本里 二、六二八 二、六二八	黑第
予鳥 一四、三四七   予鳥 一四、三四七   まごやまね 二六一   かねとし 二六一   かねとし 七八九	・ 鳥お 黒だ	黒 八五、四六一ささき エルー	八 本黒 七、九四五 第三いわね 黒 五八、六一九 まさじ	本黒七、二七四第一七さいわいまでいら、一〇五、一七六
2 2 2 2	2 2	2 2	2 2	2 2
倉吉市上福田 松田 中本	 	// A A A A A A A A A A A A A A A A A A	《 西伯郡岸本町川 下	来子市勝田町 加川 地川 加川
定 政 吉壽 知 栄蔵	健 良 一	長 石蔵	鉄蔵潔	勇 潔

5	昭和30年8月12日					Ą	曜日	1 ,	惠 .	取	県	公	報	第	,264	1号	<b></b>
次の土地はその公用を廃止する。	鳥取県告示第三百八十八号	•	•	// 十七日	"	" 十六日	<i>"</i>	// 十四日	// 十三日	"	"十二日	"	// 十 日	"	"	" 九日	"
知を対	八十	•		, ///	,"	, , ,	"	"	"	"	"	"	"	'n	"	"	,,
廃止する。	八号			二十日		十九日		十七日	十六日		<b>十</b> 五 日		十三日			十二日	
				* 大栄町(旧栄村)	"	東伯郡由良町	" (旧高城村)	倉吉市"(旧北谷村	〃 北条町(旧下北条村)	" 泊村	〃 東郷町	(")	東伯郡三朝町(旧旭村)	〃 (上北条村)	〃 (旧上井町)	倉吉市(旧西鄕村)	/ 〃 (旧三朝村)
鳥取県知事 遠 藤	昭和三十年八月十二日			西高尾〃	大谷〃	由良宿〃	上福田検査場	北谷農協前	下北条,	原〃	長和田〃	大柿〃	本泉〃	新田検査場	伯東酪農所	西郷ル	山 田 〃
茂	`							•				•					

	н⊐л	日本10年8月12日 金曜日 鳥 取 県 公 報 株								-201		4				
″ 七日	"	<b>//</b> 六 日	"	五 日	"	九月三日	〃 二十七日	"	"二十六日	"	"二十四日	"	" 二十 三 日	"	八月二十二日	一検
// 十 日	<i>"</i>	九日	"	<b>"</b> 八 日	ii	九月六日	二十日	"	〃 二十九日	"	″ 二十七日	<i>"</i>	″ 二十六日	"	八月二十五日	月日次
東伯郡三朝町(旧三德村)	"(旧社村)	"(旧小鴨村)	倉吉市 (旧上小鴨村)	» 関金町(旧南谷、矢送村)	東伯郡大柴町(旧大誠村)	倉吉市(旧灘手村)	(岩船開拓)	(旧八橋村) 、	// (旧浦安、八橋村一部)	(旧上鄉村)	〃 東伯町(旧下鄕、古布庄村)	(旧赤碕、安田村)	〃 赤碕町(旧成美、以西村)	"(旧下中山村)	東伯郡中山村(旧上中山村)	実 施 区 域
坂本〃	国府《	小鴨〃	上太川検査場	南谷家畜診療所	六尾〃	灘手検査場	岩船開拓	八橋小学校横	保"	山田 ″	美好"	八幡〃	成美〃	下中山 "	樋口検査場	実施場所

昭和30年8月12日 金曜日鳥取県公報 第2641号 昭和四年四月十五日第三種郵便物認可 Ŧ.  $\equiv$ 六 四 道路敷 道路敷 倉吉市中江字佃一八八番地先道路敷 九步六合五勺 **倉吉市中江字隈田二一七番一地先** 倉吉市中江字隈田一九四番地先 水路敷 **倉吉市中江字繩手先二一八番一地先** 倉吉市中江字隈田一九二番地先 雑種地 水路敷 東伯郡赤碕町大字赤碕字本条一、 二十三步九合七勺 十八步 二十四步一合三勺 十五步四合二与 十二步八合二勺 発 五一三番地先 行 日 火、 金 発 Ep 胡行 所取者取縣 縣 鳥 鳥取鳥取 市市取東東 緊緊 取 EP 刷 肵 縣